

補助金等取扱基準

補助金等の名称	私立保育所等副食費価格高騰対策事業補助金
補助事業等の目 標	私立の保育所若しくは認定こども園又は市が委託する公立の保育所若しくは認定こども園へ通う満3歳以上の子と生計を一にする保護者が支払うべき副食費の一部を補助することにより、副食費の価格高騰に係る保護者の経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対 象 者	次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により保育所を設置している者 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により認定こども園を運営している者
補助対象経費	補助の対象となる施設に通う市内に住所を有する満3歳以上の子に対して当該施設が提供する食事に要する費用（副食に要する費用に限る。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、当該年度の4月初日の利用児童数（副食費徴収免除者除く。）に十二月を乗じた数に前年度の公定価格における副食費徴収免除加算単価から当該年度の市が定める一月当たりの副食費単価を減じた額を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の価 評	私立保育所等副食費価格高騰対策事業補助金交付申請書、私立保育所等副食費価格高騰対策事業補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和6年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	令和9年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公 表 の 方 法 等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、私立保育所等副食費価格高騰対策事業補助金交付申請書（様式第2号-1）に事業計画書及び収支予算書を添付して、市長に提出しなければならない。 2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、規則に定める実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係

令和 7年 5月12日 一部改正 (令和 7年 5月12日 施行、令和 7年 4月 1日 適用)
令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)